

得きっずカード運用取扱

1 趣旨

この運用取扱は、新十津川町子ども生活応援事業に関する規則に基づく子ども生活応援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

子（満18歳に達した最初の3月31日までの者をいい、胎児を含む。以下「子」という。）を養育する世帯

3 得きっずカードの申請

申請者は原則世帯主とし、世帯員は住基上の同一世帯員を記載する。

4 得きっずカードの世帯主の変更

得きっずカードの利用対象世帯において、世帯主の転出、死亡、離婚その他の理由により、対象児童を養育する世帯の世帯主に変更が生じたときは、得きっずカード世帯主変更届を提出するものとする。

5 得きっずカードの交付

1世帯につき1枚交付する。

6 ポイントの貯め方

(1) 新十津川ポイントカード会加盟店で買い物をする。

ア 新十津川ポイントカード会加盟店負担分

買い物をした際に、税抜き100円の買い物につき1ポイント付与される。

イ 新十津川町負担分（以下、割増ポイントという。）

年に6回買い物額累計税抜き100円の買い物につき9ポイントを付与する。

(2) 町が指定する行政ポイント付与事業に参加する。

7 割増ポイントの付与

(1) 付与方法

2ヵ月分の得きっずカードを利用した買い物累計額に対し、税抜き100円につき9ポイントを付与する。なお、買い物累計額の100円未満の端数は、切り捨て、翌月に繰り越さないものとする。

(2) 付与の時期

ア 4・5月分の買い物額に対するポイント⇒6月に付与

イ 6・7月分の買い物額に対するポイント⇒8月に付与

ウ 8・9月分の買い物額に対するポイント⇒10月に付与

エ 10・11月分の買い物額に対するポイント⇒12月に付与

オ 12・1月分の買い物額に対するポイント⇒2月に付与

カ 2・3月分の買い物額に対するポイント⇒4月に付与

(3) 付与の周知

町がポイントを付与した際は、行政LINEで付与した旨を通知する。

(4) 付与の停止

ア 公租公課等の滞納がある場合には、ポイントの付与を停止し、滞納が解消さ

れた場合は付与を停止していたポイント（以下、「停止ポイント」という。）を付与する。なお、公租公課等の滞納は、付与月の前の月の月末時点で行い、それ以外の日時点での滞納の確認は行わない。

イ ポイント付与日から起算し、12ヵ月経過した日の属する月の月末までに滞納が解消されなかった場合は、停止ポイントは失効する。

(5) 付与上限

ア 子の人数（子が妊娠又は出産した場合は、子の子を含む。）に応じて、1年度に付与される割増ポイントに付与上限を設定する。ポイント付与上限に達した者は、上限以降は、新十津川ポイントカード会加盟店負担分のポイントのみ付与される。

なお、付与上限に前年度の停止ポイントは含めないものとする。

(ア) 子が1人の世帯 22,500 P

(イ) 子が2人の世帯 27,000 P

(ウ) 子が3人以上の世帯 31,500 P

イ 年度途中に、子の人数が増え、付与上限が増える場合においては、本人からの申出があった日の属する月から付与上限が増えるものとする。

8 ポイントの有効期限

付与されたポイントは、発行の日から数えて、3回目の3月31日まで有効とする。

9 特典の利用方法

貯まったポイントは、新十津川ポイントカード会加盟店で、1 P 1円で使用することができる。

10 得きっずカードの有効期限

対象世帯でなくなるまで

11 ポイントの移行

(1) 令和2年度のポイントカードは、令和4年3月31日まで移行を受け付ける。

この年度移行ポイントは、付与上限に含めないものとする。

(2) 得きっずカードの交付対象者ではなくなった場合、得きっずカードは使用不可となる。その場合において、得きっずカード内に残っているポイントはとくとっぷカードに移行することができる。なお、移行できる期間は、得きっずカードの交付対象者ではなくなった日の属する年度の3月31日までとする。